

大阪市大阪港湾局設計・施工技術連絡会議試行要領運用細目

平成25年 1月25日 制定

改訂 令和2年10月1日

(趣旨)

- 第1条 大阪港湾局における大阪市設計・施工技術連絡会議の開催については、大阪市設計・施工技術連絡会議試行要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細目の定めるところによる。
- 2 大阪港湾局における大阪市設計・施工技術連絡会議の会議名称は大阪市大阪港湾局設計・施工技術連絡会議（以下「大阪港湾局連絡会議」という。）とする。

(対象工事の明示)

- 第2条 要領第2条第2項に定める大阪港湾局連絡会議の対象工事の明示については、入札公告及び設計図書へ次の内容を記載する

- (1) 設計委託及び工事監理委託の設計図書

第〇〇条 大阪市設計・施工技術連絡会議の設置

本件業務により施工する工事について、大規模工事など本市が必要と認める場合は、大阪市設計・施工技術連絡会議を設置するので、「大阪市設計・施工技術連絡会議試行要領」に基づき出席すること。

- (2) 工事の入札公告及び設計図書

ア 入札公告

本案件は、大阪市設計・施工技術連絡会議の設置対象工事である。

イ 設計図書

第〇〇条 大阪市設計・施工技術連絡会議の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な施工と設計変更の透明性並びに公正性の向上を目的とし、発注者、設計者等、施工者の三者が一堂に会して意見交換を行う大阪市設計・施工技術連絡会議の設置対象工事である。

受注者は、「大阪市設計・施工技術連絡会議試行要領」に従い、大阪市設計・施工技術連絡会議に出席し目的達成に向けて工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(組織)

- 第3条 要領第3条第2項に規定する大阪港湾局連絡会議の大阪港湾局構成員は、次のとおりとする。

- (1) 対象工事の監督職員
(2) 対象工事の設計担当課長

(大阪港湾局連絡会議の開催)

第4条 要領第4条第1項第3号ただし書きに規定する大阪港湾局連絡会議の開催を省略できる軽微な変更については、次に掲げる重要な変更以外のものをいう。

- (1) 設計変更金額が当初契約金額の20%の増減を超えるもの。
- (2) 構造の変更（断面、形式）で重要なもの。
- (3) 主要材料の変更（質、形状）
- (4) 位置の変更（一定範囲）
- (5) 新工種の追加（一定範囲）
- (6) その他、(1)から(5)に類する重要なもの。

(注) 一定範囲とは、次に該当するものをいう。

- 位置の一定範囲
 - ア 当初設計の区域外の施工。
 - イ 当初設計の各工種（中分類）の延長或いは面積が20%を超える増減。
- 新工種の一定範囲
 - ア 新工種の追加は、追加工種の累計（中分類）が500万円を超えるもの。

- 2 要領第4条第4項に規定する会議録は別記様式により作成する。
- 3 会議録の要旨の公表については、大阪港湾局ホームページ上に掲載する。

(事務局)

第5条 要領第6条に規定する港湾局連絡会議の事務局は、計画整備部工務課に置く。